

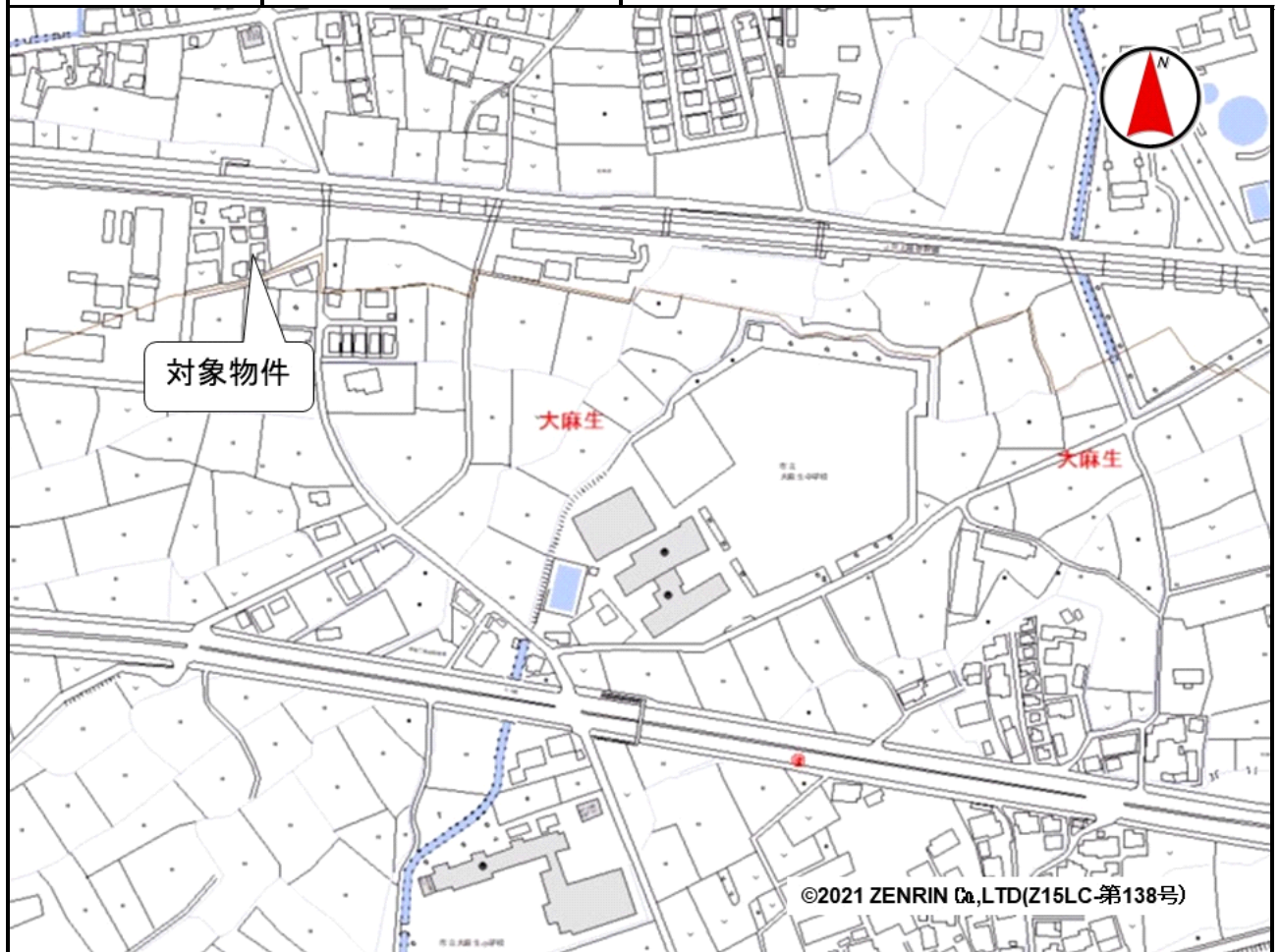
売却区分番号	1714-1		
見積価額	¥3,420,000	公売保証金	¥400,000
財産の表示	<p>1 所在 埼玉県熊谷市小島字上前通 地番 274番1 地目 宅地 地積 577.05 平方メートル</p> <p>2 所在 埼玉県熊谷市小島字上前通 地番 274番2 地目 宅地 地積 292.88 平方メートル</p> <p>3 所在 埼玉県熊谷市小島字上前通 274番地1 家屋番号 274番1の1 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 30.63 平方メートル</p> <p>4 所在 埼玉県熊谷市小島字上前通 274番地1 家屋番号 274番1の2 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 30.63 平方メートル</p> <p>5 所在 埼玉県熊谷市小島字上前通 274番地1 家屋番号 274番1の3 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 30.63 平方メートル</p> <p>6 所在 埼玉県熊谷市小島字上前通 274番地1 家屋番号 274番1の4 種類 居宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 30.63 平方メートル</p> <p>7 所在 埼玉県熊谷市小島字上前通 274番地2 家屋番号 274番2 種類 居宅 構造 木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺平家建 床面積 44.71 平方メートル</p>		

売却区分番号	1714-1		
見積価額	¥3,420,000	公売保証金	¥400,000
	8 所在	埼玉県熊谷市小島字上前通 274番地2	
	家屋番号	274番2の2	
	種類	居宅	
	構造	木造瓦葺平家建	
	床面積	37.81平方メートル	
		以上登記簿による表示	
公法上の規制	市街化調整区域 建ぺい率 60% 容積率 200% 熊谷市景観計画 都市計画法第34条12号区域		
接道状況	南側 幅員約4.5から5.3メートル 舗装市道 等高から約0.5メートル低位接面		
地盤・地勢	おおむね平坦 対象物件1の宅地部分と東側未造成部分には約0.5メートルの高低差あり		
使用状況等	<p>対象物件1</p> <p>対象物件3から6の敷地として使用されています。</p> <p>当該敷地部分と東側未造成部分（概測約120平方メートル）との間に塀が設置されており、東側未造成部分は件外土地（275番1）と一体で畑として使用されています。</p> <p>対象物件2</p> <p>対象物件7及び8の敷地として使用されています。</p> <p>西側一部は、件外土地（274番3）から南側市道への通行の用に供されていますが、使用権原等は不明です。</p> <p>対象物件3</p> <p>昭和39年頃建築。</p> <p>現在空き家。</p> <p>対象物件4</p> <p>昭和39年頃建築。</p> <p>第三者に賃貸しています。賃貸借契約の内容は次のとおりです。</p> <p>契約年月日 平成30年10月18日</p> <p>契約形態 書面（建物賃貸借契約書）</p> <p>契約期間 平成30年10月18日から平成32年10月18日以後、自動更新</p> <p>月額賃料 25,000円</p> <p>対象物件5</p> <p>昭和39年頃建築。</p> <p>現在空き家。</p> <p>対象物件6</p> <p>昭和39年頃建築。</p> <p>下屋が設置されています。</p>		

売却区分番号	1714-1		
見積価額	¥3,420,000	公売保証金	¥400,000
	<p>第三者に賃貸しています。賃貸借契約の内容は次のとおりです。</p> <p>契約年月日 平成29年4月1日</p> <p>契約形態 口頭契約</p> <p>契約期間 平成29年4月1日から平成31年4月1日以後、自動更新</p> <p>月額賃料 25,000円</p> <p>対象物件7</p> <p>昭和44年頃建築。 現在空き家。 下屋が設置されています。</p> <p>対象物件8</p> <p>昭和50年頃建築。 現在空き家。 所有者の動産が残置されています。</p>		
管理状況等	—		
特記事項	—		
一括換価について	<p>対象物件は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。</p> <p>なお、見積価額の内訳は以下のとおりです。</p> <p>対象物件1及び2（土地） 3,320,000円</p> <p>対象物件3から8（建物） 100,000円</p>		
住居表示等	埼玉県熊谷市小島274番地2		
最寄駅等	JR（東日本）高崎線 籠原駅 南東方約2.4キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 		

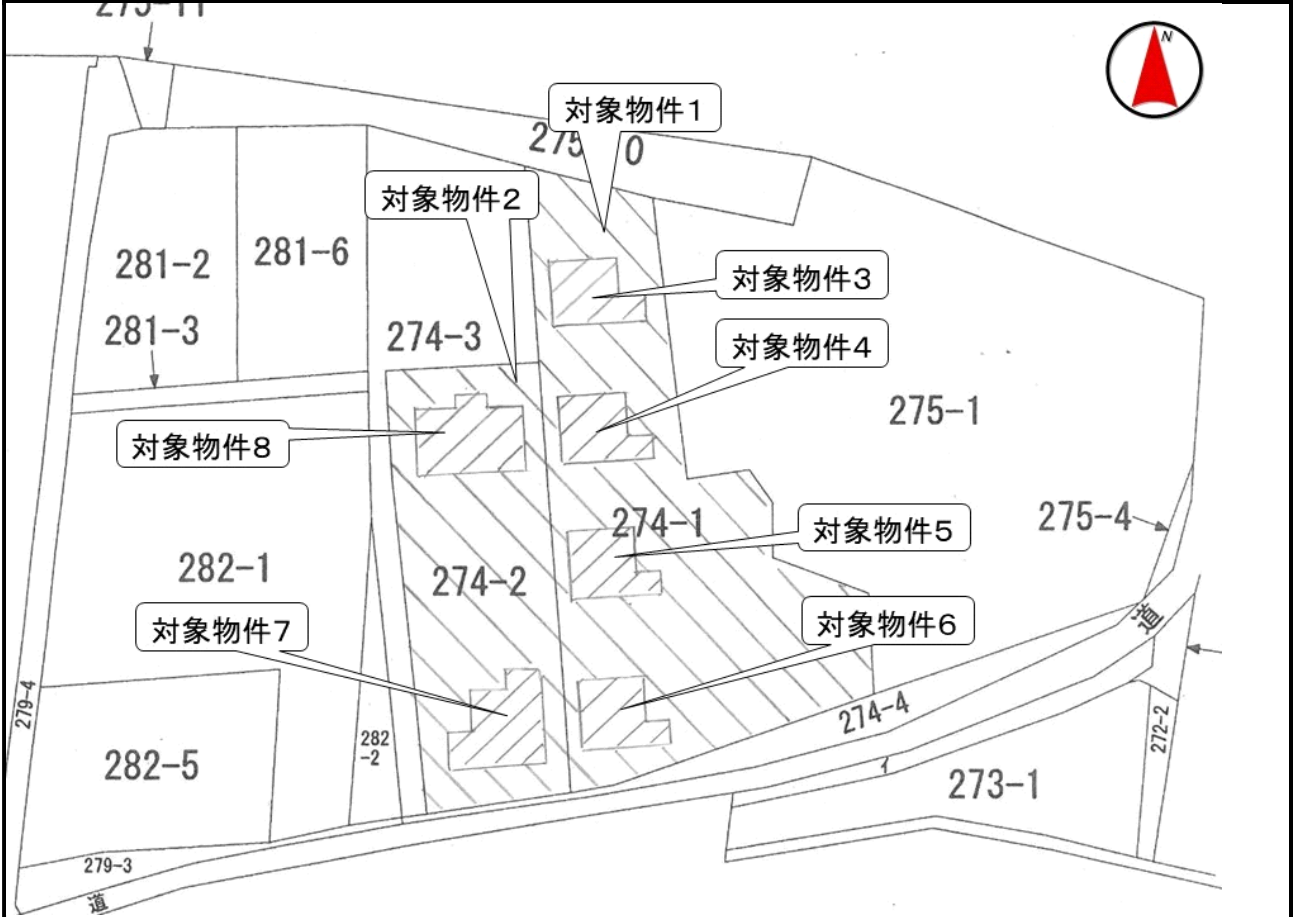
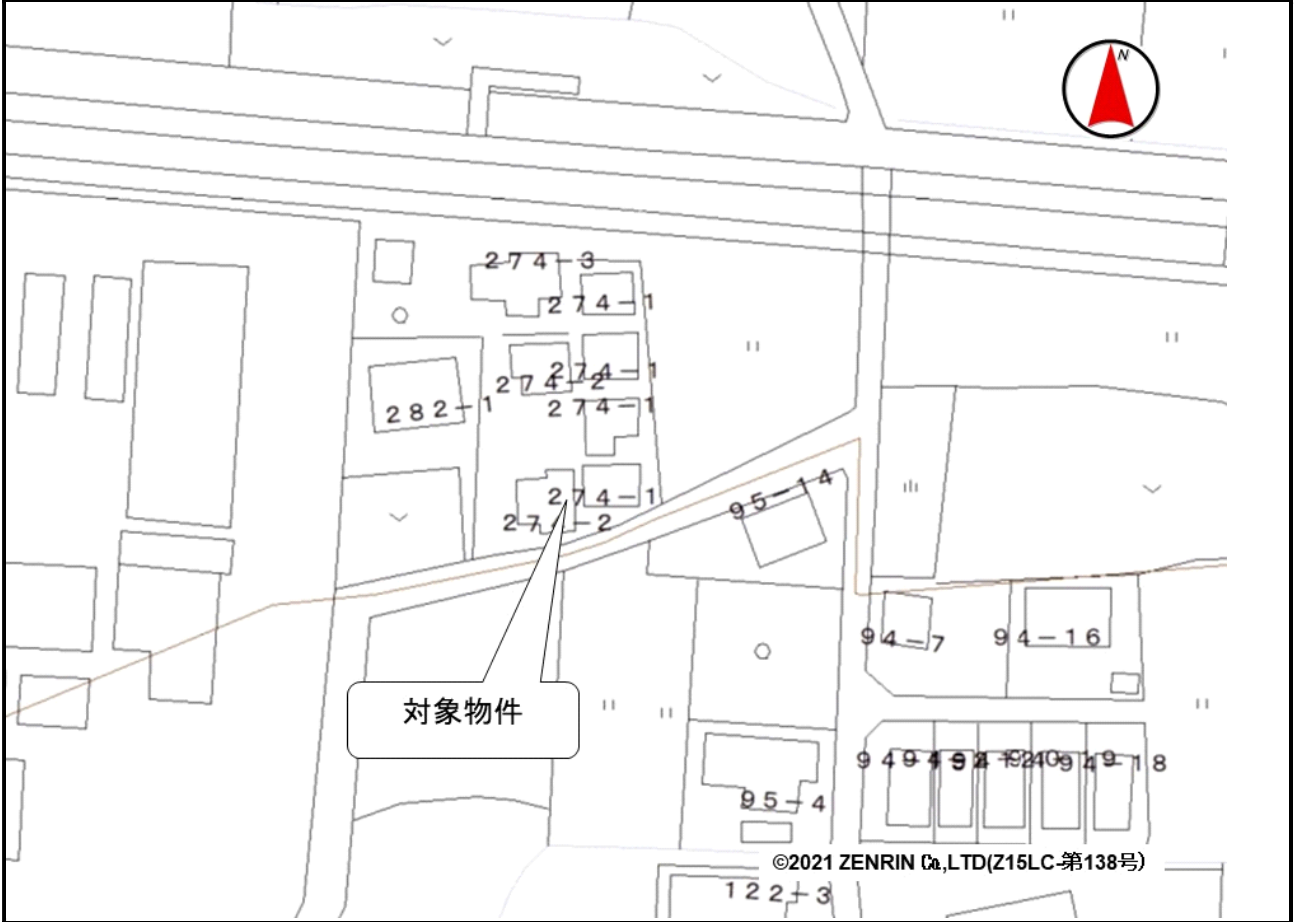
売却区分番号

1714-1



売却区分番号

1714-1



売却区分番号

1714-1

